

「しまつのこころ条例」に定める事業者報告書制度一覧

	2R取組等事業者報告書制度	事業用大規模建築物 減量計画書制度	特定食品関連事業者 減量計画書制度
根拠条項	第17条第1項	第21条第1項	第26条第2項
開始年月日	平成28年4月1日	平成 6年4月1日～(延床面積3,000㎡以上) 平成19年4月1日～(延床面積1,000㎡以上)	平成23年4月1日
対象	延床面積500㎡以上の個店(ホテルは1,000㎡以上)またはチェーン合計3,000㎡以上の小売、飲食店、ホテル・旅館などの事業者	事業の用に供する延床面積1,000㎡以上の建築物の所有者	食料品小売店、飲食店、ホテル・旅館のうち、延床面積合計が3,000㎡以上の事業者
主な対象者	スーパー、コンビニ、飲食チェーン、ホテル、百貨店、大学、衣料品店、家電量販店、ドラッグストアなど	テナントビル、百貨店、大型スーパー、ショッピングモール、学校、工場など	スーパー、コンビニ、飲食チェーン、ホテル、百貨店など
各制度の概要	事業者がごみ減量等の取組内容(前年度実績及び今年度計画)を報告する制度	事業者が排出するごみの量(前年度実績及び今年度計画)等を報告する制度	
対象数 (令和4年度)	544者	2, 671件	86者
提出期限	毎年6月末	毎年5月末	毎年6月末
罰則等	・必要な措置を講じるよう改善勧告できる。 ・改善勧告を受けたものが勧告に従わなかったときは、その旨を公表できる。	・必要な措置を講じるよう改善勧告できる。 ・改善勧告を受けたものが勧告に従わなかったときは、その旨を公表できる。 ・公表の後においても、改善勧告に従わなかったときは、本市設置の一般廃棄物処理施設への受け入れを拒否できる。	・必要な措置を講じるよう改善勧告できる。 ・改善勧告を受けたものが勧告に従わなかったときは、その旨を公表できる。